

木更津市真里谷地先における森林法違反行為について

平成26年 8月11日

千葉県農林水産部森林課

電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第十七条第一項の規定により下記事項について公表する。

木更津市真里谷地先において土砂等の搬入による森林の形質変更が行われており、条例に基づく小規模林地開発行為の中止指導を関係機関と連携をとりながら行ってきた。しかし、事業者は指導に従わず違反行為を続け、開発に係る森林面積が1.0haを超えた。

このため、森林法（以下、「法」という。）第十条の二第一項に違反する無許可開発として行為の中止及び復旧の指導を行っていたが、これに従わないため法第十条の三の規定による中止命令をした。

- 1 命令を受けた者
住所：神奈川県横浜市港南区日野南四丁目6番24-201号
氏名：株式会社 アップルロジ 代表取締役 坂口 美香子
- 2 命令に係る林地開発区域の所在場所
木更津市真里谷1383番地 ほか
- 3 法第十条の三の規定による中止命令をした日
平成26年 7月30日付け